

軍事研究と日本学術会議に関する政策を問う

総選挙にあたって、下記の公開質問状を10月8日付で郵送及びメールで送り、14日までの回答をお願いしました。送付先は自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党、有志の会、教育無償化を実現する会、沖縄の風、参政党、NHKから国民を守る党です。14日時点で立憲民主党、国民民主党、社会民主党、日本共産党、れいわ新選組、沖縄の風から回答が届きました（届いた順）。短い期間でこの問題に対する政党としての回答をまとめてくださったことを感謝します。なおNHKから国民を守る党からは「現時点で来る衆院選で候補者擁立の予定はございません」とのご返事をいただきました。他の党からは残念ながらご返事は来ていません。

下記の各質問について、上記6党の回答を掲載します。お読みいただき、これからの日本の在り方を問う重要なこの選挙の中で、軍事研究や日本学術会議の問題についても市民の皆様が考えて投票していただくことを願っています。そして大学や地域でも紹介していただくようお願いします。

〇〇党 代表 〇〇殿

貴党の軍事研究と日本学術会議に関する政策についての公開質問状

2024年10月8日 軍学共同反対連絡会
共同代表 池内 了 大野 義一郎 野田 隆三郎

軍学共同反対連絡会は、平和的な科学をめざし、大学や研究機関での軍事研究、軍学共同に反対する科学者と市民の連絡会で、32団体と約400名の科学者・市民が加盟しています。

(詳しくは、当会のホームページ: <http://no-military-research.jp/> をご参照ください。)

この度の総選挙にあたり、貴党の軍学共同研究に関する政策、およびこれと密接に関わる日本学術会議に関する問題について、以下の各事項についてお尋ねいたします。それぞれの項目について500文字以下で明確なご回答をお願いします。総選挙の日程が迫っていますので、ご回答は10月14日正午までにメールでお寄せください。各党のご回答をまとめて、10月15日に当会のホームページやニュースレター（Web）で紹介するとともに、各新聞社、市民団体、大学関係者などにお知らせします。よろしくをお願いします。

1 昨年来防衛研究費が大幅に増える一方で、科学研究費などは増えず、大学への運営費交付金の減少も相まって、基礎研究費や教育費が圧迫され、研究力低下に拍車をかけることになっています。防衛省は敵基地攻撃能力も含め様々な最先端の兵器の開発・製造のために軍事研究を拡大しようとしています。そのことについて貴党のお考えをお示しくください。

2 日本学術会議は1950年に「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明」を、1967年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発出し、2017年にも「この二つの声明を継承する」と表明しました。そして日本の多くの大学も、声明や学内規定で軍事研究は行わないとしてきました。そのことについて貴党のお考えをお示しくください。

3 2015年に安倍政権が始めた安全保障技術研究推進制度により、それまで大学では行われなかった防衛費による研究が始まりました。その制度について日本学術会議は2017年に「将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と指摘し、今も多くの大学は応募していません。この制度について貴党のお考えをお示しくください。

4 2020年菅首相が日本学術会議会員6名の任命を拒否しました。6名が欠員と言う違法状態は2026年まで続き、日本学術会議総会は6名の任命を繰り返し求めています。このことについて貴党のお考えをお示ください。

5 2023年12月22日、内閣府特命大臣は「日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする」方針を決定しました。それに対して日本学術会議は24年6月7日の幹事会決定で、「①大臣任命の監事の設置 ②大臣任命の評価委員会の設置 ③『中期目標・中期計画』の法定化 ④次期会員選考での特別な方法の導入 ⑤選考助言委員会の設置、この5点は独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動を阻害するもので到底受け入れられない」と明確に表明しています。この問題についての貴党のお考えをお示ください。

軍事研究と日本学術会議に関する政策についての公開質問状に対する回答

1. 昨年来防衛研究費が大幅に増える一方で、科学研究費などは増えず、大学への運営費交付金の減少も相まって、基礎研究費や教育費が圧迫され、研究力低下に拍車をかけることになっています。防衛省は敵基地攻撃能力も含め様々な最先端の兵器の開発・製造のために軍事研究を拡大しようとしています。そのことについて貴党のお考えをお示ください。

【立憲民主党】国の科学研究費を倍増し、研究者の安定的な雇用や個々の研究環境を整備することで、研究人材の育成を進めていくべきだと考えています。また、基礎研究についても、短期的な成果の見込めるものなどに限らず、広く継続的に実施できるように、予算の充実化を推進していきます。

【国民民主党】デュアルユースの科学技術の割合は相当の規模に至っているほか、日本の科学技術や産業技術の相対的立ち後れが学術研究のあり方とも関係しています。最終的にはアカデミアや政官財学関係者それぞれのモラル(常識と見識)に委ねられるべき問題です。

【社会民主党】戦争につながりかねない軍事研究の拡大に反対です。また、軍事や産学など特定分野を優遇するのではなく、研究者が自由に研究できるように学術全体の振興が必要だと考えます。

【日本共産党】自公政権は、2014年に集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行して以降、「戦争国家」づくりのために、防衛省の「安全保障技術研究推進制度」を創設し、「防衛イノベーション技術研究所」を新設するなど、大学や公的研究機関、民間企業を軍事研究に取り込もうとしています。科学者が軍事研究に総動員され、科学の独立を維持できなかった戦前・戦中の反省を踏みにじるものです。安保3文書に基づいた「戦争国家」づくりを加速させる軍産学一体化に反対します。防衛省の研究費ではなく、国立大学運営費交付金などの基盤的

経費や科学研究費を抜本的に増額し、研究力を回復させることこそが求められています。

【れいわ新選組】

・「安保3文書」によって、防衛産業の振興は明確に国家戦略に位置付けられてしまいました。経済学者サミュエルソンが「大砲かバター」と指摘したごとく軍事と民生の2つはトレードオフの関係にあります。

・特に少子高齢化が進む日本は生産資源や労働力はケア分野に割かなければならないのに他国との緊張関係を高めることで軍需産業のサイクルを回そうとする余裕はありません。軍事支出が増加すれば、消費や投資などの生産的な目的に使われるリソースが軍事産業に流れ、結局は経済成長が鈍化するという指摘もあります。

・今の日本政府は、緊縮財政と選択と集中のもとに、国立大学の基礎研究の財源である運営費交付金を減らし、一方で競争的資金に付け替え、大学間の競争をあおってきました。現在の経済安全保障政策は明確に米国側のニーズに我が国財界が応じるものです。

・軍事研究と研究予算を紐づけることは、イノベーション、学術研究、様々なものを安全保障政策のシモベとして位置づけるものです。

【沖縄の風】防衛研究費を拡大し、基礎研究費や教育費を圧迫する現状を変えるべきです。

2. 日本学術会議は1950年に「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明」を、1967年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発出し、2017年にも「この二つの声明を継承する」と表明しました。そして日本の多くの大学も、声明や学内規定で軍事研究は行わないとしてきました。そのことについて貴党のお考えをお示ください。

【立憲民主党】日本学術会議の声明等を重く受け止め、学問の自由、研究者の良心などに照らして、

慎重な対応をとっていくべきではないかと考えています。

【国民民主党】デュアルユースの科学技術の割合は相当の規模に至っているほか、日本の科学技術や産業技術の相対的立ち後れが学術研究のあり方とも関係しています。最終的にはアカデミアや政官財学関係者それぞれのモラル(常識と見識)に委ねられるべき問題です。

【社会民主党】日本学術会議の2つの声明は、それまでの科学者の態度を反省し、二度と戦争の惨禍を引き起こさないためにも戦争・軍事目的の研究を行わないことを表明したもので、戦後の日本国憲法の平和主義を体現した声明だと捉えています。これからも堅持していくべき声明です。

【日本共産党】日本の科学者を代表する機関である日本学術会議が「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017年)で「軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあること」を確認して、「軍事研究を行わない」とした過去2回の声明を「継承する」としたことは画期的だと考えます。「軍事研究拒否宣言」というべき意義をもっています。日本学術会議として出しうる最大限に強いメッセージで“研究推進制度には応募すべきでない”との警告を発したものと考えます。日本の多くの大学が、自らの戦前の反省をふまえて声明や学内規定で軍事研究を行わないとしているのは、科学者の良識の発揮であり、政府は尊重すべきと考えます。

【れいわ新選組】

・軍事研究を行わないとしてきた日本のアカデミアは戦後の日本経済の非軍事部門主体、民生中心の発展を可能にしたと思います。今の政府は上で述べたように、何にでも使える運営費交付金や科研費を絞り、競争的資金にシフトさせることで、財界の要望を受けてアカデミアを軍事研究やいわゆるデュアルユースの研究に誘導してきました。

・デュアルユース研究は、技術の軍事性を覆い隠す政治的な概念という指摘(軍事技術史・河村豊氏)もあります。

・また、山崎文徳・立命館大学教授が指摘する通り、「新しい技術開発が軍事技術の開発として現れるように見えるのは、軍事技術の開発においては単に多額の資金が企業のリスクなしに投下されるから」でしかなく、民生の技術発達のためには、国の支援において、非軍事の技術開発に多くの資源を集中投下すべきです。民生市場ニーズに合わせ

た技術革新のために、いったん軍事部門を経由する必要は必ずしもありません。

【沖縄の風】日本学術会議の声明や各大学の学内規定での軍事研究を行わないとする姿勢を高く評価しています。

3. 2015年に安倍政権が始めた安全保障技術研究推進制度により、それまで大学では行われなかった防衛費による研究が始まりました。その制度について日本学術会議は2017年に「将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と指摘し、今も多くの大学は応募していません。この制度について貴党のお考えをお示してください。

【立憲民主党】安全保障技術研究推進制度について、学問の自由・大学の自治の観点から「問題が多い」との学術会議の声明に賛同します。この制度については、「軍事的安全保障研究」の適切性を大学で議論し、共通認識を形成すべきです。

【国民民主党】情報通信技術、AI、量子コンピューター、無人技術などの先進技術は、これからの国際社会の経済活動や社会生活の発展を支える中核的技術であるのみならず、軍事力の向上や宇宙・サイバー・電磁波など新たな領域においても大きな影響を与えるなど、国家安全保障上極めて重要なものとなっています。先進技術の優位性の獲得は、軍事力の発展のみならず、生産力の向上や社会生活の改善を通じて、経済力の発展・向上など国力の向上にも大きく寄与します。一方、安全保障の範囲の拡大に伴い、安全保障面での圧倒的な優位性を生み出すゲームチェンジャー(将来の軍事バランスを一変する可能性を秘めている革新的技術)の大半はデュアル・ユース技術(民生用にも軍事用にもどちらにも使うことができる技術)として軍民の区別がつかなくなってきました。最終的にはアカデミアや政官財学関係者それぞれのモラル(常識と見識)に委ねられるべき問題です。

【社会民主党】安全保障技術研究推進制度は明確な軍事研究だと考えます。戦争につながりかねない軍事研究の拡大に反対です。

【日本共産党】防衛省の「安全保障技術研究推進制度」(2015年創設)は、大学や公的研究機関、民間企業が生み出した研究成果を軍事研究に取り込むためのものです。研究者の自由な発想に基づく研究を支援する文部科学省の科学研究費助成事業

などとは違い、防衛省策定の「研究開発ビジョン」などにもとづくテーマで募集されます。同制度に採択された研究にはプログラムオフィサー（防衛装備庁の職員）が配置され、研究課題の進捗を確認し、研究計画・内容についての調整、助言、指導等を行います。「政府による介入が著しく」、研究者の自由な判断を阻害しうる制度です。この制度は廃止すべきです。

【れいわ新選組】

・安保3文書の結果設けられた、セキュリティクリアランス制度などは米国が日本に対して軍事研究をする際に情報管理の共通ルールとして求めたものです。しかし、国会審議においては、担当大臣であった高市早苗氏をはじめとして、「セキュリティクリアランス制度」がまるで主として民間技術の発展のためであるかのように重要な部分を隠して語られていました。

・しかし、「セキュリティクリアランス制度を歓迎したのは安保関連企業である」という報道などもあり、同時並行で米国・英国・豪州が参加する「AUKUS」などの地域の安全保障機構においては公然と日本が軍事技術で共同開発に参画する議論が進められるなど、この情報保全制度の「軍事性」は隠しようがありません。

・このような状況のなかで、軍事研究に取り込まれまいと踏ん張っているアカデミアの皆さんの決意には深く敬意を表します。

【沖縄の風】安全保障技術研究推進制度には反対です。

4. 2020年菅首相が日本学術会議会員6名の任命を拒否しました。6名が欠員と言う違法状態は2026年まで続き、日本学術会議総会は6名の任命を繰り返し求めています。このことについて貴党のお考えをお示してください。

【立憲民主党】学術会議が推薦し、任命を繰り返し求めている6名の会員候補者について、内閣総理大臣は直ちに任命すべきです。

【国民民主党】求められる人材や選考プロセスの明確化、透明化が不十分であると同時に推薦する側の学術会議の推薦基準等も必ずしも明確ではありません。両方明確化する必要があると考えます。

【社会民主党】今なお、政府から任命拒否の具体的な理由の説明はありませんが、任命しなかった6人は、「戦争法」や特定秘密保護法などで政府の方針に異論を示してきました。政府を批判する立場の学者については日本学術会議の会員にしない

ということは、憲法の保障する学問の自由への介入・侵害であり、断じて許されません。

【日本共産党】学術会議会員候補6名の「任命拒否」は違法であり、直ちに撤回して、6名を任命すべきです。特定の学者を何の理由も示さずに排除し、日本学術会議法に基づく任命義務を首相が拒否することは、「学問の自由」を侵害し、法治主義を掘り崩す重大な問題です。学術会議は任命拒否に対して「6名が任命されない理由の説明」と「速やかな任命」を繰り返し要請していますが、政府は全く答えていません。石破茂首相は、任命拒否の際に、自身のブログで「(候補者全員をそのまま任命する)がなぜ変わったのかについて、政府側が十分な説明を尽くす必要がある」と主張していました。ならば、任命拒否に至った全容を直ちに明らかにすべきです。

【れいわ新選組】任命拒否事件では6人は「安全保障関連法や特定秘密保護法などで政府の方針に異論を示してきた」と報じられています。この背景には日本の経済安全保障体制の構築において、非軍事の主張をする日本学術会議は邪魔だったのだろうと推察され、そのように岡田知弘・京大名誉教授も指摘（「住民と自治」2023年9月号）しています。これが事実だとすれば、アカデミアに対する政治の不当介入として由々しき問題で、速やかに6名の任命を政府は行うべきだと考えます。

【沖縄の風】6名について、任命すべきです。

5. 2023年12月22日、内閣府特命大臣は「日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする」方針を決定しました。それに対して日本学術会議は24年6月7日の幹事会決定で、「1 大臣任命の監事の設置 2 大臣任命の評価委員会の設置 3 『中期目標・中期計画』の法定化 4 次期会員選考での特別な方法の導入 5 選考助言委員会の設置、この5点は独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動を阻害するもので到底受け入れられない」と明確に表明しています。この問題についての貴党のお考えをお示してください。

【立憲民主党】学問の自由を尊重するため、科学者の代表機関である日本学術会議の組織・制度については政府からの自律性・独立性を担保すべきです。会員選考等については、透明性の向上を図りながらコ・オペレーション方式を維持し、日本学術会議が推薦した候補者をそのまま任命すべきです。

【国民民主党】法人化にあたっては独立性・自主

性を高めるか丁寧な議論が必要と考えます。

【社会民主党】日本学術会議の法人化は、日本学術会議の独立性を損なうものであり反対です。

【日本共産党】光石衛日本学術会議会長は、内閣府特命大臣の学術会議の法人化についての決定（2023年12月22日）に対して懸念を表明し、ご指摘のように「到底受け入れられない」と明言しています。政府は、この学術会議の意見を尊重すべきです。学術会議の法人化の検討ではなく、日本学術会議が求めているように、研究力の回復など、日本の学術の発展のために必要な学術体制全体の抜本的見直しを検討する「開かれた協議の場」を持つべきです。

【れいわ新選組】

・政府は、既に様々な御用学者による「審議会」や「検討会」を作って経済界やアメリカの要望にそった政策や法案を思う存分推進しています。そのような中で政府は、「日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする」方針を決定しました。

・外部組織とするにもかかわらず、政府方針には、「政府等との問題意識・時間軸等の共有」が既定されています。軍事研究をすすめさせたい政府が、

📖 紹介

『〈日本学術会議問題〉とは何か

—任命拒否と法人化論に見る「学問と政治」のゆくえ—

小森田秋夫 著

花伝社 2024年8月



学術会議第一部長として2017年の「軍事的安全保障に関する声明」の準備に関わり、退任後も学術会議について発言を続ける小森田秋夫東大名誉教授による300ページの新著。本書で氏は、1.日本学術会議とは？ 2.任命拒否はなぜ問題なのか？ 3.学術会議のあり方をめぐって問われるべきことは何か？ の3つの問いを柱に、市民にわかりやすく、しかも深く掘り下げ、「科学」に対する国の政治的責任を問うている。

1章では、市民社会にとっての学術会議の存在意義を考えるために、「生殖補助医療」「高レベル放射性廃棄物処分」などについての近年の科学的助言を紹介している。多様な考えがある問題での社会的合意形成を目指し、政府の政策の抜本的見直しも厭わない科学的助言を成しうるのは学術会議ならではと説く。

2章では学問の自由をめぐる鋭い分析がなされている。基本的人権としての思想の自由や表現の自由では汲み尽くせない学問の自由の意味は、科学者コミュニティの自律性を保障することにあり、それは科学者の社会的責任と切り離すことができない。学問の自由が立脚する批判精神が失われれば、市民社会においても批判精神が失われ、事実と論理が軽視され、分断が進み、民主主義が脅かされると氏は警鐘を鳴らす。

3章では学術会議のあり方問題の背景にあるデュアルユース問題は、科学技術政策と安全保障政策の文脈が交わる位置にあるとし、それぞれを読み解いていく。近年科学技術政策は科学技術・イノベーション政策として展開され、知的・文化的価値よりも社会的・経済的価値が重視される中で、イノベーションに寄与するために人文科学振興が語られ始めた。その文脈で政府と問題意識を共有する学術会議に変えるとともに、安全保障の文脈では軍事研究批判を封じるために学術会議改革がなされようとしていると氏はとらえる。そしてあり方問題でまず問うべきは科学者コミュニティとは何かだと言う。現在の様々な複雑な問題に多数の知識を複合して答えるためには、科学者コミュニティは社会の課題解決に立ち向かうという社会的責任の担い手でなければならない。ブタペスト宣言が提起したように、「科学のための科学」にとどまらず「社会のための科学」に踏み出すことは、政権が求める「政策のための科学」とは異なる。科学者ができる限りの科学的知識を提供し、市民と問題を共有し、対話を通じて解決をともに模索することこそ重要であると氏は訴える。このほかにもCSTIとの関係、「法人化」の議論なども詳細に分析している。ぜひご一読を！（小寺隆幸）

その「問題意識」を共有する組織へと、日本学術会議を変容させる思惑がありありです。

・この方針について、日本学術会議の会員を務めた学者は「政権にとって好ましくない学術会議を排除することが狙いだ」と指摘しています（毎日新聞 2024/10/10）。6人の任命拒否の延長線上にあるものです。

・日本学術会議は、政府・社会に対して日本の科学者の意見を直接提言するナショナル・アカデミーであり、その独立性・自主性は高く保持されるべきです。

・政府とは見解の異なる学術会議の学者を排除するというのは如何なものでしょうか。権力者は批判的な意見を許容するという気量と度量が求められます。学問の自由な発展のためには学術会議の運営に予算をタテに政府が介入することは大きな問題です。

・政府はアカデミアの批判的な意見により政策を検証されることにむしろ感謝こそすべきであり、学術会議法の改悪はすべきではありません。

【沖縄の風】学術会議の24年6月7日の決定を支持します。

拡大するデュアルユース問題と

ファナック社のジェノサイド加担

役重善洋（同志社大学人文科学研究所嘱託研究員）

1. ガザにおけるジェノサイドと 155mm 榴弾

昨年 10 月 7 日以降、イスラエルのガザ攻撃が長期化する中、あらためて日本企業のジェノサイドへの間接的な関与が市民社会の重要な課題となっている。

イスラエルの占領とアパルトヘイトに対する企業の責任を問う運動としては、BDS（ボイコット・資本引揚げ・制裁）キャンペーンが 2005 年以降、20 年にわたり取り組まれている。10・7 以降、同キャンペーンの対象とされている日本企業として、世界有数のロボットメーカーであるファナック社（本社・山梨県南都留郡）がある。同社が、ガザで使用されている 155mm 榴弾の製造工場にロボットを供給しているためである。155mm 榴弾は、地上からの砲撃に用いられ、着弾後 2000 以上の破片を爆風とともに四方に炸裂させ、半径 300 メートル以内にいる人間を殺傷する兵器である。通常、誘導装置がなく誤差がおよそ 25m と大きいため、人口密集地で用いられれば、国際人道法で義務付けられている戦闘員と非戦闘員との区別を行うことが不可能である。そのため、2008-9 年および 2014 年のガザ攻撃においても、イスラエルが戦争犯罪を行っていることの根拠として、この兵器の多用が指摘されていた。

ロシアのウクライナ侵攻後、西側諸国からウクライナへの 155mm 榴弾の供給不足が大きな問題となった。2023 年 1 月には、米国がイスラエルと協定を結び同国に設置している戦時武器弾薬庫に貯蔵されていた 155mm 榴弾数十万発をウクライナに供給する計画を米国防省が発表、危機感を持ったイスラエルは 155mm 榴弾の国内生産体制拡大を目指すことになり、2023 年 8 月以降、同国最大の軍需企業エルビット・システムズ社が独占受注するに至った（2023 年度内で 7 億 6000 万ドルの受注）。こうして、大量かつ高速の榴弾生産を可能とする体制の構築を急いだエルビット社は、すでに英米大手軍需企業で実績のあるファナック社のロボットを導入することとなったのだと推定できる。鋼製の榴弾本体を鋳造するのに 1000~2000 度に熱せられた数十キロの鋼鉄の

塊を何工程にもわたって移動させていく必要があり、その移動を素早く安全に行うため高性能の産業用ロボットが決定的な役割を果たしているのである。

10・7 が勃発すると、イスラエルからウクライナへの 155mm 榴弾移送計画は中断し、榴弾の一部をイスラエルの地上作戦のために転用する計画が持ち上がった。これに対し、人道支援 NGO オックスファムや多数の人権団体が、戦争犯罪防止の観点からイスラエルに対する 155mm 榴弾の供給中止を米国にもとめる声明や公開書簡を発表し、155mm 榴弾問題は、人道問題・人権問題として再び注目を集めることとなった。

2. 155mm 榴弾製造に用いられるファナック社製ロボット

この 155mm 榴弾の製造工場でファナック社のロボットが使われているという情報が、私の関わっている BDS Japan Bulletin に寄せられたのは今年 1 月のことである。当初は、イスラエルに 155mm 榴弾を輸出している可能性の大きい米ジェネラル・ダイナミクス社や英 BAE 社の工場でファナック社製ロボットが使用されていることが当該企業の宣伝映像やニュース映像から確認されていたものの、エルビット社での使用は必ずしも明確ではなかった。しかし、その後、イスラエル防衛省のフェイスブックページでエルビット社の 155mm 榴弾製造工場でファナックのロボットが稼働している様子がはっきりと映っていることが確認された。加えて、イスラエルの他の軍需企業（BSEL 社、ローゼンシャイン・プラスト社等）でもファナック社のロボットや電動射出形成機などが使用されていることが、企業のホームページ等から判明した。

これらの事実にもとづき、私たちは、今年 2 月から署名キャンペーンを開始、これまで 3 月 22 日と 6 月 27 日に、山梨現地や東京の市民グループと協力して提出行動を行ってきた。

オンラインメディア「ハフポスト」の取材で「イスラエル軍事企業にファナックの製品・サービスを販売した事実」の有無について質問されたファ

ファナック社は、「当社および当社欧州子会社からイスラエル企業に対して、軍事的な用途の販売は行っていません」と回答している（Maya Nakata『イスラエルの虐殺に加担しないで』ファナックに対する署名活動に賛同広がる。産業用ロボットの世界4大メーカーの一つ」2024年3月20日付）。ところが、回答の全体をよく読むと、欧州法人が、商社・システムインテグレータ等に製品・サービスを販売する際の安全保障上の制限は大量破壊兵器用途かどうかに限られ、そうした中間業者経由でイスラエルの企業に製品・サービスが販売された場合、それらが（大量破壊兵器以外の）軍事的用途かどうかのチェックは、事後的にイスラエルへの販売が判明した場合に限られるということである。したがって、エルビット・システムズ社がファナック社欧州法人から中間業者を通じて155mm榴弾製造用にロボットを購入する場合、事前にチェックされることはないということになる。同じことが米国法人経由の場合にも言えるであろう。

ファナック社は、日本企業として、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」を軸とする日本の安全保障貿易管理制度の下で国際ビジネスを展開している。日本の輸出管理制度は、規制対象をリスト化した「リスト規制」と、「リスト規制」非該当で、用途や需要者に応じて規制する「キャッチオール規制」を二本柱としている。米国や西欧諸国については「グループA」としてそれらの規制を大幅に免除されているが、イスラエルは「グループA」には入っておらず、核兵器保有国でもあるため、ロボットや工作機械の輸出が規制対象となる可能性がある。ところが、欧州（あるいは米国）の子会社と中間業者が間に入ることで、そのリスクを事実上スルーできるのである。

こうした問題はファナック社に限ったものではない。昨年11月、日経新聞の調査で、世界最大手の工作機械メーカーであるDMG森精機ドイツ法人が製造した五軸加工機が、中国の核開発研究機関「中国工程物理研究院」（CAEP）で使用されていることが明らかにされ、業界に衝撃が走った。森精機によれば、このケースは、別企業に民生用で販売されたものが移転されたのだという。

なお、高精度の五軸加工機は、ウラン濃縮技術に必要な真空ポンプの製造に使えるため、「リスト規制」の対象で輸出許可申請が必要となっている。しかし、155mm榴弾の製造にかかわるファナック社のロボットについては、核兵器製造とも関係なく、また、イスラエルは「国連武器禁輸国」でも

ないため、「リスト規制」対象外であり、現状では「キャッチオール規制」の対象となる可能性も高くない。そのため、ファナック社は、外為法を盾に、まったく悪びれる素振りを見せていない。

3. 問われる企業および日本政府の「虐殺防止責任」

それでは、日本製ロボットが、4万人を超す犠牲を生んでもなお止まる気配のないガザ虐殺で使用されている兵器の製造に用いられている状況を阻止する手立てはないのだろうか？これについては、大きく二つの可能性を指摘することができる。

第一に、「ビジネスと人権」に関する国際的な認識の高まりの中で、ファナック社が主体的に問題に向き合うことを期待したい。ファナック社が、市民の声に謙虚に耳を傾け、イスラエル軍に武器・弾薬を供給する軍需企業に対する製品・サービスの直接・間接の提供を全面的に中止する決断を行うことは、ロボットの軍事利用に歯止めがかからない現状に対する一企業による重要な行動モデルの提示という意味を持ち得るものである。同社が「国連ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際的人権規範の尊重を「人権方針」の中で掲げていること、また、2024年1月の国際司法裁判所による暫定措置命令で、ジェノサイドを防止するためのあらゆる措置を取ることがイスラエルに命じられ、これを踏まえ伊藤忠商事がエルビット・システムズ社との協力覚書を終了した前例があることを考えれば、決して非現実的な期待とは言えない。

なお、2022年9月には、日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を定め、「指導原則」が求める人権デューデリジェンスに関して、「企業は、自ら引き起こしたり（cause）、又は、直接・間接に助長したり（contribute）した負の影響にとどまらず、自社の事業・製品・サービスと直接関連する（directly linked）人権への負の影響についてまでを、人権DDの対象とする必要がある。また、実際に生じている負の影響だけでなく、潜在的な負の影響も人権DDの対象となる」としている。

第二には、日本政府が、現行の安全保障輸出管理制度を改正し、イスラエルに対する武器およびデュアルユース製品の供与について、より厳格な基準を採用することを期待したい。2023年1月、日本政府はロシアに対する輸出禁止貨物にロボットを追加する閣議決定を行った。ここでのロボットの位置づけは「軍事能力等の強化に寄与し得る

汎用品」である。これは、それ以前の工作機械等の輸出禁止措置など、段階的に行ってきた制裁措置の一つである。2024年4月には、経産省の諮問機関である産業構造審議会に設置された安全保障貿易管理小委員会が安全保障貿易管理のあり方を検討する「中間報告」を取りまとめ、「汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応した補完的輸出規制の見直し」が提言された。補完的輸出規制とは、主としてキャッチオール規制のことである。

理想を言えば、すべてのイスラエル企業、すべての軍需企業への武器・デュアルユース製品の全面禁輸が必要ということになるが、制度的な敷居を考えると、まずは、ファナック社等、日本のロボットメーカーによるイスラエル法人および欧州法人経由でのイスラエルへのロボット輸出に関し、軍用途での使用を防止する措置が必要である。そのためには、システムインテグレータ等中間業者への販売を含め、エンドユーザーが在イスラエル企業となる場合の軍用途使用防止の確約や移設検知装置搭載を条件付けることが必要である。また同時に、イスラエルに武器を輸出している欧米企業等への製品・サービス販売についても、同様の措置を取ることが必要であろう。

4. ファナック社がスポンサーに名を連ねる日本ロボット学会学術講演会

最後に、2024年9月3日から6日にかけて大阪工業大学で開催された日本ロボット学会の「学術講演会」についても触れておきたい。会員3600人で、発表数802件というメガ学会によるメガイベントの「ゴールドスポンサー」にはファナック社が含まれており、同社社員による発表もあった。BDS Japan Bulletinは8月26日付で、学会理事会および大会実行委員会宛に、ファナック社等の問題を指摘し、「ロボットの軍事利用・戦争犯罪加担を防ぐための議論の場を早急に設け」ること、そのうえで、「行われた議論を次回のスポンサー選定などの機会に活か」すこと等を求める要請書を送付したが、10月1日現在、学会からの回答はない。また、大会初日には大阪で活動するパレスチ

ナ連帯グループ「関西ガザ緊急アクション」による抗議行動が呼びかけられ、参加者へのビラ撒きなどが行われた。

注目されるのは、5日午後のプログラムに掲載されている、防衛大の研究者5名（辻田哲平・佐久間大・山田俊輔・江藤亮輔・黒崎将広）による「ロボット兵器システムによる特別保護対象者に対する攻撃の国際人道法に基づいた規制方法の検討」という発表である。残念ながら筆者は参加できなかったが、これは、防衛省において自律型（致死）兵器に関する研究が具体的に進められていることを示している。問題は、こうした極めてデリケートかつ重要な問題に関する研究が狭いサークルに閉じたかたちで行われていることであるように感じる。安全保障研究、平和研究、国際政治論、国際法等の様々な専門分野、さらには関連NGO等、市民社会に議論を開いていく仕組みが決定的に欠けている。これだけ大きな学会でありながら、ロボットの研究・開発が日本社会・人類社会に及ぼす影響について議論するセッションが一つも用意されていない状況は、研究者の集団として無責任としか言いようがなく、早急に是正されるべきである。

ファナック社の問題は、デュアルユースやAI兵器といった人類的課題における氷山の一角に過ぎない。本来であれば、関連企業や業界団体等のロボット・工作機械業界や関連行政、政治家、国際機関関係者、研究者、市民団体を含めたかたちで幅広い視野から議論することが必要な問題である。そうした共通のプラットフォームの形成は、それぞれの「タコツボ」から各自が手を伸ばしてみないことには始まらないように感じる。



軍学共同反対連絡会

共同代表：池内 了・野田 隆三郎・大野 義一郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (pokojpeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)